

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町食品衛生対策要項

令和 8 年 3 月 2 6 日
合同専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町医事・衛生基本計画」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（１）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに大会に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者等」という。）及び一般観覧者に対し、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（２）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、食品の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（３）健康管理等

関係機関等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした事業者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検便検査を励行するよう指導する。

ア 対象者

- （ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- （イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- （ウ）競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- （エ）その他実行委員会が必要と認めた者

イ 実施時期及び回数

対象者に対して、大会前に 1 回実施する。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合には再検査を実施することができる。

ウ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒並びに食中毒が疑われる症状等が発生した場合は、被害の拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。